

令和7年度佐賀大学研究者国際交流支援事業 審査要領

令和7年4月25日制定

佐賀大学国際交流推進センター

令和7年度佐賀大学研究者国際交流支援事業の審査は、公募要領「13.審査基準」に基づき、提出された事業申請書について、以下のとおり行う。

1 審査方法

事業申請書に基づき、国際交流推進センター運営委員会に置く審査会において書面審査を実施する。また、審査の結果、条件付き採択となった場合は、ヒアリングや申請書の再提出を求める場合がある。

2 評価方法

評価は、下記の評価項目ごとに絶対評価基準による審査を行い、審査会の各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを各申請事業の得点とし、原則として、最も得点の高い事業から採択するものとする。なお、同一枠の募集において同点となり採択予定数を超過する場合、評価項目（3）に該当しているものを優先的に採択する。

ただし、個別評価項目における得点が著しく低いものがある場合及び別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。

（評価項目）

（1）審査に当たっては、以下の①から③の観点を基準とする。

- ① 事業を実施しなければならない必要性が明らかであり、事業を通して、研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、研究者が交流することの意義が明らかであること。【交流の意義】
- ② 博士号取得前の若手研究者が参加し、若手研究者への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】
- ③ 計画が具体的かつ実現可能と判断され、研究の発展に資する人的交流が期間中に行われるとともに、将来的な発展の可能性が高いと認められること。【実現可能性及び将来発展可能性】

(2) 審査にあたっては、以下の点も確認する。

- ① 経費の額と用途が適切であること。
- ② より多くの研究者が交流できるような国際研究集会であること。
- ③ 開催地が妥当であること。
- ④ 研究者交流の場となるようプラットフォームになり得ること。

(3) 審査にあたっては、(1)の観点に加え以下の点に該当すれば審査結果に考慮する。

- ① 地球規模の課題解決や国際交流等に対する本学学生・教職員の関心を高めることに寄与する事業であること。

(評価基準)

評価項目(1)①～③に対して、審査委員が5段階評価を行う。評価・採点時の観点として下表を参考とする。審査委員のうち過半数以上が「1(見直しが必要)」と評価した場合、ヒアリングや申請書の再提出を求める場合がある。基準点は「2(標準的である)」とし、「1」を付す場合は審査委員は必ずその理由を添えることとする。

点数	評価項目	評価・採点の視点
5	特筆すべき Out Standing	世界的なインパクトが望める (プレスすべきもの)
4	優れている Excellent	多くの点で優れた点がみられる
3	やや優れている Very Good	いくつかの優れた点がみられる (大学として優先して支援すべきもの)
2	標準的である Good	採択可
1	見直しが必要 Not Satisfied	採択にふさわしくない

なお、評価項目(3)に該当している場合は、審査表の該当箇所に○を付すこと。

3 その他

(1) 審査委員は、以下の事項を遵守すること。

- ① 審査委員自身が、申請された事業内容の申請者である場合や共同で申請する場合など、事業内容に何らかの形で参画する場合は、学術研究部研究推進課国際企画室にその旨を申し出ることとし、当該事業の審査に加わることはできないこととする。
- ② 審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、審査委員として取得した情報は、厳重に管理しなければならない。
- ③ 審査委員は、事業申請者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は、必ずそのことを報告するものとする。

(2) 審査の経過等の詳細については、原則として開示しないこととする。